

令和5年3月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 3 3 回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

1 開催日時 令和 5 年 3 月 1 5 日 (水) 午前 9 時

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員	1 番	中元	茂雄	君	2 番	岡本	幸子	君
	3 番	鈴木	喜義	君	4 番	勝本	澄人	君
	5 番	大崎	正男	君	6 番	原田	淳一	君
	7 番	下土井	進	君	8 番	榎本	正男	君
	9 番	寺西	久美子	君	1 1 番	吉弘	功	君
	1 2 番	齋藤	貴之	君	1 3 番	宮本	三雄	君

4 欠席委員 1 0 番 岩政 幸人 君

5 説明のため出席した者

事 務 局 長	下前 真一 君
事務局次長	松村 和裕 君

6 記事ならびに議事録調整者

職 員	伊藤 義人 君
-----	---------

会議に付議した事項

議案第 1 5 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 1 5 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 1 5 3 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 1 5 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 1 5 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 1 5 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 1 5 7 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
議案第 1 5 8 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の決定について
議案第 1 5 9 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の廃止について

第33回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第33回農業委員会総会を開会いたします。
今日は岩政委員が欠席で、出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員を指名します。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
原田委員と下土井委員を指名いたします。
よろしく願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第151号につきましては、農業委員会等に関する法律第31
条の規定により、議事参与が制限されますので、寺西委員は議事に参
与しないこととします。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て、申請人 外3名（田 10, 849㎡ 畑 2, 716㎡）から別
紙調書のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定
による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和5年3月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
（3条-1） 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積75㎡ 外9筆 合計田
5, 785㎡です。
利用状況は普通畑及び一毛作です。権利の種類は所有権の移転です。
受人は、以前より農業経営を検討しており、この度、渡人より申し出
があったため、譲り受けるものです。
渡人は、高齢で耕作管理が困難なため譲り渡すものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ約3kmの距
離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君
(3条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積306㎡ 外8筆 合計田5,064㎡ 畑 903㎡です。

利用状況は一毛作及び普通畑です。権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、遠方に居住し耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、渡人の要望により譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ約1.2kmの距離にある、●●周辺の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積290㎡ 外1筆 合計畑 880㎡ です。

利用状況は普通畑です。権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、遠方に居住し耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、渡人の要望により譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ約1.2kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君
(3条-4)

続きまして、整理番号4番でございます。

申請地は、●●●番 地目 畑 面積933㎡です。

利用状況は普通畑です。権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、遠方に居住し、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、自宅に隣接し耕作管理が便利な申請地を、渡人が贈与を申し出てくれたため、譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ570mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票

のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきまして、榎本委員。

8番 榎本君 座ったままで失礼します。
3月1日に現地調査を行いましたところ、いろいろと散在している土地なんですが、別に地元委員として異議はありませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号2番、3番につきましては、勝本委員。

4番 勝本君 現地調査を行いましたけれども、ちゃんと管理をされております。特段問題ないというふうに思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号2番、3番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号4番について、大崎委員。

5番 大崎君 整理番号4番について、説明いたします。3月3日に事務局の方と現地調査に参りました。この土地は受人の家と畑が隣接地にあるため管理が容易であるというふうに思います。

議長 宮本君 整理番号4番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、整理番号1番から4番 議案第151

号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第151号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第152号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第152号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外2名(田 154.39㎡ 畑 180㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。

令和5年3月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(5条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積 156㎡です。

権利の種類は、使用貸借権の設定です。

借人は、●●に在住する会社員で、実家に隣接する申請地を借り受け、敷地拡張し、物干し場を建設するものです。

貸人は、借人の要望に応じて、貸し付けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ850mの距離にある、●●から南西へ35mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積 24㎡です。

受人は、市内に在住する個人で、申請地を譲り受け自己用住宅を建設するものです。

渡人は、●●に在住する個人で、受人の要望により譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ840mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票

のとおり、整理番号2番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 147㎡ 外2筆 合計田 154.39㎡です。

受人は、●●に在住する個人で、申請地を譲り受け自己用住宅を建設するものです。

渡人は、●●に在住する個人で、受人の要望により譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北西へ380mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、岩政委員が欠席なので、吉弘委員、お願いします。

11番 吉弘君

整理番号1番ですが、3月2日の日に関係者と現地調査をいたしました。周囲はもう袋地になっておって、周囲に農地もございませんので、影響もないと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番について、他に質問はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番につきましては、下土井委員。

7番 下土井君

この案件はですね、市道と宅地、現在空き家になっているんですが、その間にちょこっと残って、三角に残っていた農地でございます。受人がこの宅地とこの農地を一体的に利用して新たに住宅を建てるという計画のようですので、特に問題はないというふうに思っていますので、よろしくをお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号2番について、他に質問はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号3番につきましては、中元委員、お願いします。

1 番 中元君 3番についてご説明申し上げます。3月2日に事務局の方と地元委員とで現地を調査いたしました。この物件は、すでに自宅が建てられておって、そのすぐ隣に部屋を建てられるということで求められるもので、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号3番につきまして、他に質問はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
無いようなので質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了し、整理番号1番から3番 議案第152号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第152号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 次に、議案第153号から議案第156号までの4件は、いずれも農用地利用集積計画の決定についての案件です。議事参与に制限がかかりますので、議案第153号については●●地区、議案第154号については●●地区、議案第155号については●●地区、議案第156号については●●地区に分けて農用地利用集積計画を作成しております。関連がありますので一括して上程したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君 よって議案第153号から議案第156号までの4件は一括して上程することとします。
議案第153号から議案第156号までを事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第153号から議案第156号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、この会の意見を求めます。

令和5年3月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

それでは、農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。市長より、令和5年3月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

合計145件、257筆、392,843㎡の計画で、うち新規の計画が48筆、71,047㎡となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

議案第153号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、中元委員は議事に参与しないこととします。

議案第153号について審議をお願いいたします。

質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと声がありましたので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了しまして、議案第153号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第153号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第154号についてご審議をお願いいたします。
何か質疑はございますでしょうか。

無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了しまして、議案第154号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第１５４号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第１５５号につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与が制限されますので、原田委員は議事に参与しないこととします。

議案第１５５号についてご審議をお願いします。

質疑はございませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了しまして、議案第１５５号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第１５５号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第１５６号につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与が制限されますので、齋藤委員、大崎委員、鈴木委員は議事に参与しないこととします。

何か質疑はございますでしょうか。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了しまして、議案第１５６号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第１５６号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第１５７号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第１５７号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和５年３月１５日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

それでは、農用地利用集積計画一覧表【農地中間管理事業】をご覧ください。市長より、令和5年3月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

48件、86筆、165,689㎡の計画で、うち新規は44筆、93,069㎡です。

以上の計画申請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

何か質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了し、議案第157号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第157号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第158号について、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、榎本委員は議事に参与しないこととします。

では、議案158号を事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第158号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の決定について

別紙調書のとおり農用地利用配分計画案決定のため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和5年3月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

農用地利用配分計画一覧表（案）をご覧ください。

市長より、令和5年3月15日付けで農用地利用配分計画案の決定

を求められています。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

なお、本配分計画案の決定後、議案第157号の農用地利用集積計画の公告により、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

何か質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了し、議案第158号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第158号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第159号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第159号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の廃止について

農地法の改正により、農業委員会が定める農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積を廃止し、公示することの可否について意見を求めます。

令和5年3月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本三雄

局長 下前君

本議案につきましては、令和4年5月27日に成立した農業経営基盤強化促進法等の一部改正に農地法の一部改正が含まれており、農地法第3条第2項第5号の規定が削除されます。いわゆる下限面積要件が削除されます。

当委員会では、下限面積を本来5,000㎡のところを、別段面積を3,000㎡として公示し、施行しているところです。

この度の改正法の4月1日の施行に伴い、当該公示効力は失われますが、農地の権利取得予定者等の誤解を招かないよう公示を廃止する

公示をするものです。

この手続きは、令和４年１２月１６日付け事務連絡、農林水産省経営局農地政策課専門官からの農地法改正に伴う下限面積要件の廃止に係る留意事項の通知に基づくものです。

なお、今後の３条許可基準ですが、下限面積要件はなくなりますが農業常時従事要件、全部効率利用要件、地域との調和要件はそのまま残ります。

以上で説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

何か質疑はございますでしょうか。

（質疑なしの声あり）

無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了して、議案第１５９号につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第１５９号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

（閉会 午前９時３０分）